# 所得税が還付されます

今回、昭和五十二年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、昭和五十二年分の所得税額の方が少ないときはその税額までとなります。

還付を受けられる人と、手続は次のとおりです。

## 還付される人

還付を受けられるのは、昭和五十二年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

## 還付方法と手続

①サラリーマンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月～七月ごろ、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり、二か所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときは、その分については、次に説明する〝事業所得者などの場合〟と同じ方法で還付されます。

②事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月末ごろに税務署から特別減税についてのお知らせが送付されますから、これに同封してある還付請求書用紙に所要の事項を記入して、税務署に送り返してください。そうしますと、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることになります。

③その他の人の場合

今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職した人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十二年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっています。

くわしいことは、税務署へおたずねください。

電話　〇四七九　(22)　一五七一

そのほか、税のおたずねは、役場税務課まで連絡ください。

有線　二〇五～〇一、〇二

# 電気の豆知識

## 照明器具は効率的に

螢光灯や電灯のほこりは照明効率に大きな影響があります。例えば螢光灯を普通の部屋で一年間使った場合ほこりで二十五パーセントも減少しています。同じ電気を消費しながら、明るさをムダにしているのです。一年に、二・三回は掃除し明るくして使用しましょう。

また、螢光灯は、点灯時間とともに明るさが次第に減少します。目は明るさに慣れやすいので、明るさが落ちていることになかなか気ずかないものです。明るさが減少しても消費電力は変らないので、一定期間がきたら、新しいランプに切替えた方がよいでしょう。

螢光ランプの両端が黒ずんできたときは、取替時期と判断する目安になります。

電灯の消し忘れは、器具の寿命を縮めるもとです。日頃から、スイッチを切るよう習慣づけ、有効的に使いましょう。

## 電子レンジの使い方

最近、電子レンジを使用する家庭が多く見うけられますが、次のことがらに注意し、おいしい料理で食卓を飾りましょう。

○電子レンジは、起動時に大きな電流を必要とします。

機種を決めたら現在の契約アンペアで間に合うかどうか調べてください。不足であればアンペアの増容量が必要です。

○必ず専用コンセントを使ってください。工事は、電気工事店に頼んでください。

○電子レンジは、冷却用の空気を吸入するので、他の熱源や蒸気の出るそばには、備え付けないでください。

## スイッチはこまめに

スイッチを入れるとすぐ画像の出るテレビは、見ないとき、つまりスイッチを切っているときでも、常に電気は流れています。

これは、ブラウン管を暖めておく必要があるからです。消費電力は約八ワットとわずかですが、一日の就寝時間を八時間とすると、一ヵ月で約二キロワット時の節約になります。この二キロワットで、トランジスタテレビを二十時間見ることができます。スイッチはこまめに切りましょう。

# お知らせ

## 保安講習が開かれます

1、講習の種類

甲種、乙種及び丙種の危険物取扱者講習

2、講習の日時、場所

昭和五十三年七月三十一日(月)

八日市場市立公民館

3、受講申込み先

(1)勤務地又は居住地を管轄する消防本部予防課

(2)勤務地又は居住地を管轄する支庁総務課

4、受講申請受付期間

六月二十一日～六月二十三日

5、受講資格

危険物取扱者免状の交付を受けている者。

6、講習手数料

一、六〇〇円（千葉県収入証紙で納入）

くわしくは、消防本部予防課へおたずねください。

電話〇四七九七　(2)　〇七四〇

## 税務署の住所変更

銚子税務署の住居表示が昭和五十三年五月三日付で変更になりました。

新住所

銚子市栄町二丁目一番地の一